（注意）

本件売却対象は、

物件９～１２のみ

です。

令和　８年（ケ）第　　２号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１３日
岡山地方裁判所第３民事部
裁判所書記官　木　山　真由美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　３日　午前　９時００分から 令和　８年１２月１０日　午後　４時３０分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１７日　午前１０時００分 岡山地方裁判所売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　７日　午前１０時００分 岡山地方裁判所第３民事部
買受申出の保証の提供方法		下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）		☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１３日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和７年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
9～12	31,501,000 25,200,800	一括	6,310,000	677,802	0
9	5,733,000				
10	662,000				
11	12,285,000				
12	12,821,000				
備考					

令和　8年（ケ）第　　2号

物　件　目　録

９　所　　在　浅口市鴨方町六条院東字山下

　　地　　番　３４５１番１

　　地　　目　宅地

　　地　　積　９８０．３８平方メートル

１０　所　　在　浅口市鴨方町六条院東字山下

　　地　　番　３４４６番２

　　地　　目　雑種地

　　地　　積　１１２平方メートル

　　（現況）

　　地　　目　宅地

１１　所　　在　浅口市鴨方町六条院東字山下３４５１番地１

　　家屋　番号　３４５１番１

　　種　　類　共同住宅

　　構　　造　鉄骨造瓦葺２階建

　　床　面　積　１階１７８．８６平方メートル
　　２階１７８．８６平方メートル

１２　所　　在　浅口市鴨方町六条院東字山下３４５１番地１

　　家屋　番号　３４５１番１の２

　　種　　類　共同住宅

　　構　　造　鉄骨造スレートぶき３階建

　　床　面　積　１階１０９．１０平方メートル

令和　８年（ケ）第　　２号

物　件　目　録

２階１４０．４８平方メートル
３階１４０．４８平方メートル

令和　8年（ケ）第　　2号

物　件　明　細　書

令和　8年　9月14日
岡山地方裁判所第3民事部
裁判所書記官　木　山　真由美

1　不動産の表示

【物件番号9～12】

別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要

なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号9～12】

なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号10】

物件11及び物件12の居住者らが駐車場として使用し，占有している。使用者らの占有権原は買受人に対抗できない。

【物件番号11】

101号室につき，Bが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし，代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。

103号室につき，Cが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし，代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。

105号室につき，Dが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし，代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。

201号室につき，Eが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし，代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。

202号室につき，Fが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし，代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。

102号室，203号室，205号室につき，本件所有者が占有している。

【物件番号1-2】

１０１号室につき，Ｇが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし，代金納付日から６か月間明渡しが猶予される。

１０３号室につき，Ｈが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし，代金納付日から６か月間明渡しが猶予される。

２０１号室につき，Ｉが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし，代金納付日から６か月間明渡しが猶予される。

２０２号室につき，Ｊが占有している。賃借人Ｋの賃借権は抵当権に後れる。ただし，代金納付日から６か月間明渡しが猶予される。

２０３号室につき，Ｌが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし，代金納付日から６か月間明渡しが猶予される。

２０５号室につき，Ｍが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし，代金納付日から６か月間明渡しが猶予される。

３０１号室につき，Ｎが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし，代金納付日から６か月間明渡しが猶予される。

３０２号室につき，Ｏが占有している。賃借人株式会社アンデルセンサービスの賃借権は抵当権に後れる。ただし，代金納付日から６か月間明渡しが猶予される。

３０３号室につき，Ｐが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし，代金納付日から６か月間明渡しが猶予される。

３０５号室につき，Ｑが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし，代金納付日から６か月間明渡しが猶予される。

１０２号室につき，本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項

なし

《　注　　意　　書　》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみが簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか，ＢＩＴのお知らせメニューにも登載されています。

令和　８年（ケ）第　　２号

物　件　目　録

９　所　　在　浅口市鴨方町六条院東字山下

　　地　　番　３４５１番１

　　地　　目　宅地

　　地　　積　９８０．３８平方メートル

１０　所　　在　浅口市鴨方町六条院東字山下

　　地　　番　３４４６番２

　　地　　目　雑種地

　　地　　積　１１２平方メートル

　　（現況）

　　地　　目　宅地

１１　所　　在　浅口市鴨方町六条院東字山下３４５１番地１

　　家屋　番号　３４５１番１

　　種　　類　共同住宅

　　構　　造　鉄骨造瓦葺２階建

　　床　面　積　１階１７８．８６平方メートル
　　２階１７８．８６平方メートル

１２　所　　在　浅口市鴨方町六条院東字山下３４５１番地１

　　家屋　番号　３４５１番１の２

　　種　　類　共同住宅

　　構　　造　鉄骨造スレートぶき３階建

　　床　面　積　１階１０９．１０平方メートル

令和　８年（ケ）第　　２号

物　件　目　録

２階１４０．４８平方メートル
３階１４０．４８平方メートル

令和８年（ケ）第２号
令和８年２月１０日受理
令和８年８月１０日提出

現況調査報告書

（物件９～１２）

岡山地方裁判所
執行官　谷　　隆　之

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　８年（ケ）第　　２号

物　件　目　録

９　所　　在　浅口市鴨方町六条院東字山下

　　地　　番　３４５１番１

　　地　　目　宅地

　　地　　積　９８０．３８平方メートル

１０　所　　在　浅口市鴨方町六条院東字山下

　　地　　番　３４４６番２

　　地　　目　雑種地

　　地　　積　１１２平方メートル

１１　所　　在　浅口市鴨方町六条院東字山下３４５１番地１

　　家屋　番号　３４５１番１

　　種　　類　共同住宅

　　構　　造　鉄骨造瓦葺２階建

　　床　面　積　１階１７８．８６平方メートル
　　２階１７８．８６平方メートル

１２　所　　在　浅口市鴨方町六条院東字山下３４５１番地１

　　家屋　番号　３４５１番１の２

　　種　　類　共同住宅

　　構　　造　鉄骨造スレートぶき３階建

　　床　面　積　１階１０９．１０平方メートル
　　２階１４０．４８平方メートル
　　３階１４０．４８平方メートル

（土地・建物用）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	（住居表示未実施）
土地	物件９
現況地目	■宅地（物件９） □公衆用道路（物件　　） □　　（物件　　）
形状	□公図のとおり　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　□その他の者 上記の者が本土地上に下記及び３枚目記載の建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	
建物	物件１１
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　■その他の者 上記の者が本建物をいずれも共同住宅として使用している ■「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　支部　平成　年(　)第　号 保管開始日　平成　年　月　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（土地・建物用）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	（住居表示未実施）
土地	物件
現況地目	□宅地（物件　　）　□公衆用道路（物件　　）　□　　（物件　　）
形状	□公図のとおり　　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　　□土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	□土地所有者　　□その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	□ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	
建物	物件１２
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　　■その他の者 上記の者が本建物をいずれも共同住宅として使用している ■「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　　支部　平成　　年(　)第　　号 保管開始日　平成　　年　　月　　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　　■土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（土地用）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	（住居表示未実施）　付近
土地	物件１０
現況地目	■宅地　（物件１０）　□公衆用道路（物件　）　□農地（物件　） □雑種地（物件　）　□山林　（物件　）　□ □
形状	□公図のとおり　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	□土地所有者　■その他の者（物件１１建物及び物件１２建物の各居住者） □上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ■上記の者が駐車場として使用し、占有している □上記の者が更地の状態で占有している。 □ □「占有者及び占有権原」のとおり □
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある　［　地方裁判所　支部　平成　年（　）第　号 保管開始日　平成　年　月　日
建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原（物件１１関係）

占有範囲		□全部　■１０１号室	□全部　■１０３号室
占有者		□債務者　■B	□債務者　■C
占有状況		□敷地　□駐車場　□ ■居宅　□事務所　□店舗　□倉庫	□敷地　□駐車場　□ ■居宅　□事務所　□店舗　□倉庫
関係人の陳述及び提示文書の要旨		■陳述（■B（占有者）） ■文書（■賃貸借契約書）	■陳述（■C（占有者）） ■文書（■賃貸借契約書）
占有権原		■賃借　□使用借　□転借　□	■賃借　□使用借　□転借　□
占有開始時期		令和７年５月１日	令和７年７月１０日
最初の契約等	契約日	令和７年４月１６日	令和７年７月１０日
	期間	令和７年５月１日から ■令和９年４月３０日まで □期間の定めなし	令和７年７月１０日から ■令和９年７月９日まで２年間 □期間の定めなし
更新の種別		□合意更新　□自動更新　□法定更新	□合意更新　□自動更新　□法定更新
現在の契約等	期間	年　月　日から □　年　月　日まで　年間 □期間の定めなし	年　月　日から □　年　月　日まで　年間 □期間の定めなし
契約等当事者	貸主	■所有者　□その他（　）	■所有者　□その他（　）
	借主	■占有者　□その他（　）	■占有者　□その他（　）
賃料・支払時期		毎月　金５２，６８０円 （毎月２７日限り翌月分払） □前払（　） □相殺（　）	毎月　金５２，９００円 （毎月２７日限り翌月分払） □前払（　） □相殺（　）
敷金・保証金		□ない ■ある　□敷金　■保証金　金２６，３４０円	□ない ■ある　□敷金　■保証金　金２６，４５０円
特約等		□譲渡転貸可　□	□譲渡転貸可　□
その他		上記賃料には、共益費３，０００円、サポート料８８０円、保険料相当額８００円を含む	上記賃料には、共益費３，０００円、サポート料１，１００円、保険料相当額８００円を含む
執行官の意見		■上記のとおり　□下記のとおり □「執行官の意見」のとおり	■上記のとおり　□下記のとおり □「執行官の意見」のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（占有関係用〈２占〉）

占有者及び占有権原（物件１１関係）

占有範囲		□全部　■１０５号室	□全部　■２０１号室
占有者		□債務者　■D	□債務者　■E
占有状況		□敷地　□駐車場　□ ■居宅　□事務所　□店舗　□倉庫	□敷地　□駐車場　□ ■居宅　□事務所　□店舗　□倉庫
関係人の陳述及び提示文書の要旨		■陳述（■D（占有者）） ■文書（■賃貸借契約書・回答書）	■陳述（■E（占有者）） ■文書（■賃貸借契約書）
占有権原		■賃借　□使用借　□転借　□	■賃借　□使用借　□転借　□
占有開始時期		令和５年１０月２２日	令和５年４月１日
最初の契約等	契約日	令和５年１０月１５日	令和５年４月１日
	期間	令和５年１０月２２日から ■令和７年１０月２１日まで２年間 □期間の定めなし	令５年４月１日から ■令和７年３月３１日まで２年間 □期間の定めなし
更新の種別		□合意更新　□自動更新　■法定更新	□合意更新　□自動更新　■法定更新
現在の契約等	期間	令和７年１０月２２日から □　　年　　月　　日まで　　年間 ■期間の定めなし	令和７年４月１日から □　　年　　月　　日まで　　年間 ■期間の定めなし
契約等当事者	貸主	■所有者　□その他（　　）	■所有者　□その他（　　）
	借主	■占有者　□その他（　　）	■占有者　□その他（　　）
賃料・支払時期		毎月　　金５７，０００円 （毎月２７日限り翌月分払） □前払（　　） □相殺（　　）	毎月　　金５１，８００円 （毎月３日限り当月分払） □前払（　　） □相殺（　　）
敷金・保証金		□ない ■ある　□敷金　■保証金 金２８，５００円	□ない ■ある　■敷金　■保証金 金７３，９００円
特約等		□譲渡転貸可　□	□譲渡転貸可　□
その他		上記賃料には、共益費３，０００円、駐車料３，０００円、月会費３，０００円を含む	上記賃料には、共益費３，０００円、サポート料８００円を含む
執行官の意見		■上記のとおり　□下記のとおり □「執行官の意見」のとおり	■上記のとおり　□下記のとおり □「執行官の意見」のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（占有関係用〈２占〉）

占有者及び占有権原（物件１１関係）

占有範囲		□全部　■２０２号室	□全部　□
占有者		□債務者　■Ｆ	□債務者　□
占有状況		□敷地　□駐車場　□ ■居宅　□事務所　□店舗　□倉庫	□敷地　□駐車場　□ □居宅　□事務所　□店舗　□倉庫
関係人の陳述及び提示文書の要旨		■陳述（■Ｆ（占有者）） ■文書（■賃貸借契約書）	□陳述（□　（　）） □文書（□　）
占有権原		■賃借　□使用借　□転借　□	□賃借　□使用借　□転借　□
占有開始時期		平成１９年１０月２０日	年　月　日
最初の契約等	契約日	平成１９年１０月２０日	年　月　日
	期間	平成１９年１０月２０日から ■平成２１年１０月１９日まで □期間の定めなし	年　月　日から □　年　月　日まで　年間 □期間の定めなし
更新の種別		□合意更新　□自動更新　■法定更新	□合意更新　□自動更新　□法定更新
現在の契約等	期間	平成２１年１０月２０日から □　年　月　日まで　年間 ■期間の定めなし	年　月　日から □　年　月　日まで　年間 □期間の定めなし
契約等当事者	貸主	■所有者　□その他（　）	□所有者　□その他（　）
	借主	■占有者　□その他（　）	□占有者　□その他（　）
賃料・支払時期		毎月　金５１，５７５円 （毎月２７日限り翌月分払） □前払（　） □相殺（　）	毎　金　円 （毎　限り　分払） □前払（　） □相殺（　）
敷金・保証金		□ない ■ある　［■敷金　□保証金 金１７４，０００円	□ない □ある　［□敷金　□保証金 金　円
特約等		□譲渡転貸可　□	□譲渡転貸可　□
その他			
執行官の意見		■上記のとおり　□下記のとおり □「執行官の意見」のとおり	□上記のとおり　□下記のとおり □「執行官の意見」のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（占有関係用〈２占〉）

占有者及び占有権原（物件１２関係）

占有範囲		□全部　■１０１号室	□全部　■１０３号室
占有者		□債務者　■G	□債務者　■H
占有状況		□敷地　□駐車場　□ ■居宅　□事務所　□店舗　□倉庫	□敷地　□駐車場　□ ■居宅　□事務所　□店舗　□倉庫
関係人の陳述及び提示文書の要旨		■陳述（■G（占有者）） ■文書（■賃貸借契約書）	■陳述（■H（占有者）） ■文書（■賃貸借契約書）
占有権原		■賃借 □使用借 □転借 □	■賃借 □使用借 □転借 □
占有開始時期		平成２３年１月２２日	平成１９年２月１７日
最初の契約等	契約日	平成２３年１月１６日	平成１９年２月１６日
	期間	平成２３年１月１６日から ■平成２５年１月１５日まで２年間 □期間の定めなし	平成１９年２月１７日から ■平成２１年２月１６日まで２年間 □期間の定めなし
更新の種別		□合意更新　□自動更新　■法定更新	□合意更新　□自動更新　■法定更新
現在の契約等	期間	平成２５年１月１６日から □　　年　　月　　日まで　　年間 ■期間の定めなし	平成２１年２月１７日から □　　年　　月　　日まで　　年間 ■期間の定めなし
契約等当事者	貸主	■所有者　□その他（　　）	■所有者　□その他（　　）
	借主	■占有者　□その他（　　）	■占有者　□その他（　　）
賃料・支払時期		毎月　　金４２，０００円 （毎月２７日限り翌月分払） □前払（　　） □相殺（　　）	毎月　　金４４，０００円 （毎月２７日限り翌月分払） □前払（　　） □相殺（　　）
敷金・保証金		□ない ■ある　┌■敷金　■保証金 　　└金１０５，０００円	□ない ■ある　┌■敷金　□保証金 　　└金７８，０００円
特約等		□譲渡転貸可　□	□譲渡転貸可　□
その他			上記賃料には、共益費２，０００円、駐車料３，０００円を含む なお、当初契約時必要であったＣＡＴＶ料はサービスとなっている
執行官の意見		■上記のとおり　□下記のとおり □「執行官の意見」のとおり	■上記のとおり　□下記のとおり □「執行官の意見」のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（占有関係用〈２占〉）

占有者及び占有権原（物件１２関係）

占有範囲		□全部 ■２０１号室	□全部 ■２０２号室
占有者		□債務者 ■Ｉ	□債務者 ■Ｊ
占有状況		□敷地 □駐車場 □ ■居宅 □事務所 □店舗 □倉庫	□敷地 □駐車場 □ ■居宅 □事務所 □店舗 □倉庫
関係人の陳述及び提示文書の要旨		■陳述（■Ｉ（占有者）） ■文書（■賃貸借契約書）	■陳述（■Ｊ（占有者）） ■文書（■賃貸借契約書）
占有権原		■賃借 □使用借 □転借 □	■賃借 □使用借 □転借 □
占有開始時期		令和５年７月２９日	令和７年３月１日
最初の契約等	契約日	令和５年７月２９日	令和７年３月１日
	期間	令和５年７月２９日から ■令和７年７月２８日まで２年間 □期間の定めなし	令和７年３月１日から ■令和９年２月２８日まで２年間 □期間の定めなし
更新の種別		□合意更新 □自動更新 ■法定更新	□合意更新 □自動更新 □法定更新
現在の契約等	期間	令和７年７月２９日から □　　年　　月　　日まで　　年間 ■期間の定めなし	令和年月日から □平成　　年　　月　　日まで　　年間 □期間の定めなし
契約等当事者	貸主	■所有者 □その他（　　）	■所有者 □その他（　　）
	借主	■占有者 □その他（　　）	□占有者 ■その他（K　　）
賃料・支払時期		毎月　　金４０，８００円 （毎月３日限り当月分払） □前払（　　） □相殺（　　）	毎月　　金３８，６８０円 （毎月２７日限り翌月分払） □前払（　　） □相殺（　　）
敷金・保証金		□ない ■ある［■敷金 ■保証金 金５７，４００円	□ない ■ある［□敷金 ■保証金 金１０，０００円
特約等		□譲渡転貸可 □	□譲渡転貸可 □
その他		上記賃料には、駐車料３，０００円、サポート料８００円を含む	上記賃料には、サポート料８８０円、保険料相当額８００円を含む
執行官の意見		■上記のとおり □下記のとおり □「執行官の意見」のとおり	■上記のとおり □下記のとおり □「執行官の意見」のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（占有関係用〈２占〉）

占有者及び占有権原（物件１２関係）

占有範囲		□全部　■２０３号室	□全部　■２０５号室
占有者		□債務者　■L	□債務者　■M
占有状況		□敷地　□駐車場　□ ■居宅　□事務所　□店舗　□倉庫	□敷地　□駐車場　□ ■居宅　□事務所　□店舗　□倉庫
関係人の陳述及び提示文書の要旨		■陳述（■L（占有者）） ■文書（■賃貸借契約書）	■陳述（■M（占有者）） ■文書（■賃貸借契約書）
占有権原		■賃借 □使用借 □転借 □	■賃借 □使用借 □転借 □
占有開始時期		令和６年４月１３日	平成２３年９月１日
最初の契約等	契約日	令和６年４月９日	平成２３年７月３１日
	期間	令和６年４月１３日から ■令和８年４月１２日まで２年間 □期間の定めなし	平成２３年９月１日から ■平成２５年８月３１日まで２年間 □期間の定めなし
更新の種別		□合意更新　□自動更新　■法定更新	□合意更新　□自動更新　■法定更新
現在の契約等	期間	令和８年４月１３日から □　　年　　月　　日まで　　年間 ■期間の定めなし	平成２５年９月１日から □平成　　年　　月　　日まで　　年間 ■期間の定めなし
契約等当事者	貸主	■所有者　□その他（　　）	■所有者　□その他（　　）
	借主	■占有者　□その他（　　）	■占有者　□その他（　　）
賃料・支払時期		毎月　　金４３，０００円 （毎月２７日限り翌月分払） □前払（　　） □相殺（　　）	毎月　　金４３，０００円 （毎月２７日限り翌月分払） □前払（　　） □相殺（　　）
敷金・保証金		□ない ■ある　┌□敷金　■保証金 　　└金２１，５００円	□ない ■ある　┌■敷金　□保証金 　　└金４１，０００円
特約等		□譲渡転貸可　□	□譲渡転貸可　□
その他		上記賃料には、駐車料３，０００円、月会費３，０００円を含む	上記賃料には、駐車料２，０００円を含む
執行官の意見		■上記のとおり　□下記のとおり □「執行官の意見」のとおり	■上記のとおり　□下記のとおり □「執行官の意見」のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（占有関係用〈２占〉）

占有者及び占有権原（物件１２関係）

占有範囲		□全部　■３０１号室	□全部　■３０２号室
占有者		□債務者　■N	□債務者　■O
占有状況		□敷地　□駐車場　□ ■居宅　□事務所　□店舗　□倉庫	□敷地　□駐車場　□ ■居宅　□事務所　□店舗　□倉庫
関係人の陳述及び提示文書の要旨		■陳述（■N（占有者）） ■文書（■賃貸借契約書）	■陳述（■O（占有者）■（株）アンデルセンサービス担当者） ■文書（■賃貸借契約書）
占有権原		■賃借　□使用借　□転借　□	■賃借　□使用借　□転借　□
占有開始時期		平成３１年４月８日	令和５年２月４日
最初の契約等	契約日	令和５年１１月１日	令和５年２月４日
	期間	令和５年１１月１日から ■令和７年１０月３１日まで２年間 □期間の定めなし	令和５年２月４日から ■令和７年２月３日まで２年間 □期間の定めなし
更新の種別		□合意更新　□自動更新　■法定更新	□合意更新　□自動更新　■法定更新
現在の契約等	期間	令和７年１１月１日から □　　年　　月　　日まで　　年間 ■期間の定めなし	令和７年２月４日から □平成　　年　　月　　日まで　　年間 ■期間の定めなし
契約等当事者	貸主	■所有者　□その他（　　）	■所有者　□その他（　　）
	借主	■占有者　□その他（　　）	■その他（（株）アンデルセンサービス）
賃料・支払時期		毎月　　金４２，８８０円 （毎月２７日限り翌月分払） □前払（　　） □相殺（　　）	毎月　　金４０，０００円 （毎月２５日限り翌月分払） □前払（　　） □相殺（　　）
敷金・保証金		□ない ■ある　┌■敷金　■保証金 　　└金６３，４４０円	■ない □ある　┌□敷金　□保証金 　　└金　　円
特約等		□譲渡転貸可　□	□譲渡転貸可　□
その他		上記賃料には、サポート８８０円を含む なお、占有開始時期は借上げ社宅時であり、令和５年１１月１日から個人契約に変更となっている	
執行官の意見		■上記のとおり　□下記のとおり □「執行官の意見」のとおり	■上記のとおり　□下記のとおり □「執行官の意見」のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（占有関係用〈２占〉）

占有者及び占有権原（物件１２関係）

占有範囲		□全部　■３０２号室駐車場	□全部　■３０３号室
占有者		□債務者　■O	□債務者　■P
占有状況		□敷地　■駐車場　□ □居宅　□事務所　□店舗　□倉庫	□敷地　□駐車場　□ ■居宅　□事務所　□店舗　□倉庫
関係人の陳述及び提示文書の要旨		■陳述（■O（占有者）） ■文書（■賃貸借契約書）	■陳述（■P（占有者）） ■文書（■賃貸借契約書）
占有権原		■賃借　□使用借　□転借　□	■賃借　□使用借　□転借　□
占有開始時期		令和５年２月４日	令和４年１１月１日
最初の契約等	契約日	令和５年２月４日	令和４年１１月１日
	期間	令和５年２月４日から ■令和７年２月３日まで２年間 □期間の定めなし	令和４年１１月１日から ■令和６年１０月３１日まで２年間 □期間の定めなし
更新の種別		□合意更新　□自動更新　■法定更新	□合意更新　□自動更新　■法定更新
現在の契約等	期間	令和７年２月４日から □平成　年　月　日まで　年間 ■期間の定めなし	令和６年１１月１日から □　年　月　日まで　年間 ■期間の定めなし
契約等当事者	貸主	■所有者　□その他（　）	■所有者　□その他（　）
	借主	■占有者　□その他（　）	■占有者　□その他（　）
賃料・支払時期		毎月　金３，８００円 （毎月末日限り翌月分払） □前払（　） □相殺（　）	毎月　金４３，０００円 （毎月３日限り当月分払） □前払（　） □相殺（　）
敷金・保証金		■ない　□ない □ある　□敷金　□保証金　金　円 ■ある　□敷金　■保証金　金２１，５００円	
特約等		□譲渡転貸可　□	□譲渡転貸可　□
その他		上記賃料の内訳は、駐車料３，０００円、サポート料８００円である	上記賃料には、駐車料３，０００円、月会費３，０００円を含む
執行官の意見		■上記のとおり　□下記のとおり □「執行官の意見」のとおり	■上記のとおり　□下記のとおり □「執行官の意見」のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（占有関係用〈２占〉）

占有者及び占有権原（物件１２関係）

占有範囲		□全部　■３０５号室	□全部　□
占有者		□債務者　■Q	□債務者　□
占有状況		□敷地　□駐車場　□ ■居宅　□事務所　□店舗　□倉庫	□敷地　□駐車場　□ □居宅　□事務所　□店舗　□倉庫
関係人の陳述及び提示文書の要旨		■陳述（■Q（占有者）） ■文書（■賃貸借契約書）	□陳述（□　（　）） □文書（□　）
占有権原		■賃借　□使用借　□転借　□	□賃借　□使用借　□転借　□
占有開始時期		平成３１年４月３０日	年　月　日
最初の契約等	契約日	平成３１年４月２２日	年　月　日
	期間	平成３１年４月３０日から ■令和３年４月２９日まで２年間 □期間の定めなし	年　月　日から □　年　月　日まで　年間 □期間の定めなし
更新の種別		□合意更新　□自動更新　■法定更新	□合意更新　□自動更新　□法定更新
現在の契約等	期間	令和３年４月３０日から □　年　月　日まで　年間 ■期間の定めなし	年　月　日から □　年　月　日まで　年間 □期間の定めなし
契約等当事者	貸主	■所有者　□その他（　）	□所有者　□その他（　）
	借主	■占有者　□その他（　）	□占有者　□その他（　）
賃料・支払時期		毎月　金４５，８００円 （毎月２７日限り翌月分払） □前払（　） □相殺（　）	毎　金　円 （毎　限り　分払） □前払（　） □相殺（　）
敷金・保証金		□ない ■ある　┌■敷金　■保証金 └金６４，９００円	□ない □ある　┌□敷金　□保証金 └金　円
特約等		□譲渡転貸可　□	□譲渡転貸可　□
その他		上記賃料には、駐車料３，０００円、サポート料８００円を含む	
執行官の意見		■上記のとおり　□下記のとおり □　「執行官の意見」のとおり	□上記のとおり　□下記のとおり □　「執行官の意見」のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■A （債務者兼所有者）	1　私は、裁判所の差押を認めていません。 2　本件については全く協力できません。
■管理会社 （株）さくらコーポレーション担当者	1　当社が本件建物２棟の管理会社です。 2　現在、物件１１建物については１０１号室、１０３号室、１０５号室、２０１号室、２０２号室の５戸に入居者がおられ、１０２号室、２０３号室、２０５号室は空室になっています。物件１２建物については１０１号室、１０３号室、２０１号室、２０２号室、２０３号室、２０５号室、３０１号室、３０２号室、３０３号室、３０５号室の１０戸に入居者がおられます。 3　物件１２建物の１０２号室については令和８年３月３１日に退去されました。
■B	1　物件１１建物１０１号室に子どもと２人で住んでいます。 2　ペットは飼っていません。 3　賃貸借契約の内容は賃貸借契約書のとおりです。 4　建物の不具合ですが、換気扇のネジが締まりません。 5　家賃の滞納はしていません。
■C	1　物件１１建物１０３号室に同居人と２人で住んでいます。 2　ペットは犬を１匹飼っています。 3　敷金・礼金はなく、賃貸借契約の内容は賃貸借契約書のとおりです。 4　建物の不具合ですが、洗面所の水漏れがあります。 5　家賃の滞納はしていません。
■D	1　物件１１建物１０５号室に家族と合計２人で住んでいます。 2　ペットは飼っていません。 3　賃貸借契約の内容は賃貸借契約書のとおりです。 4　建物の不具合ですが、洗面所の蛇口から水漏れがあります。 5　家賃の滞納はしていません。
■E	1　物件１１建物２０１号室に私と家族２人の合計３人で住んでいます。 2　ペットは猫を１匹飼っています。 3　賃貸借契約の内容は賃貸借契約書のとおりです。 4　建物の不具合ですが、エアコンと浴室の換気扇が壊れています。 5　家賃の滞納はしていません。
■F	1　物件１１建物２０２号室に１人で住んでいます。 2　ペットは飼っていません。 3　賃貸借契約の内容は賃貸借契約書のとおりです。 4　建物の不具合ですが、経年劣化があります。 5　家賃の滞納はしていません。
■G	1　物件１２建物１０１号室に１人で住んでいます。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
	2　ペットは飼っていません。 3　賃貸借契約の内容は賃貸借契約書のとおりです。 4　建物の不具合はありません。 5　家賃の滞納はしていません。
■物件１２建物１０２号室契約者	1　物件１２建物１０２号室にこども１人が住んでいます。 2　令和８年３月３１日に退去します。
■H	1　物件１２建物１０３号室に１人で住んでいます。 2　ペットはフェレットを１匹飼っています。 3　賃貸借契約の内容は賃貸借契約書のとおりです。 4　建物の不具合ですが、庇が朽ちており、洋室の壁に隙間があります。 5　家賃の滞納はしていません。
■I	1　物件１２建物２０１号室に１人で住んでいます。 2　賃貸借契約の内容は、管理会社が提出した賃貸借契約書のとおりです。 2　ペットは猫を１匹飼っています。 4　建物の不具合ですが、ドアのストッパーが壊れており、トイレのホルダーがはずれます。 また、カーテンレールが斜めになっています。 5　家賃の滞納は、５、６カ月あります。
■J	1　物件１２建物２０２号室に１人で住んでいます。 2　ペットは飼っていません。 3　賃貸借契約の内容は賃貸借契約書のとおりで、父Kが契約しています。 4　建物の不具合は特にありません。 5　家賃の滞納はしていません。
■L	1　物件１２建物２０３号室に１人で住んでいます。 2　ペットは飼っていません。 3　賃貸借契約の内容は賃貸借契約書のとおりです。 4　建物の不具合ですが、外の庇部分が抜けています。 5　家賃の滞納はしていません。
■M	1　物件１２建物２０５号室に１人で住んでいます。 2　ペットは飼っていません。 3　賃貸借契約の内容は賃貸借契約書のとおりです。 4　建物の不具合ですが、クローゼットが開けにくく、隣室のバルコニー天井の穴が開いているところから蜂が入ってきていました。 また、玄関はコウモリがきていました。 あと、夏場は、浴室の水が黒くなることがあります。 5　家賃の滞納はしていません。
■N	1　物件１２建物３０１号室に住んでいます。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
	2　当初は社宅として借りていましたが、現在は個人契約となています。 3　ペットは飼っていません。 4　賃貸借契約の内容は賃貸借契約書のとおりです。 5　建物の不具合は特にありません。 6　家賃の滞納はしていません。
■(株)アンデルセンサービス担当者	1　物件１２建物３０２号室は当社が借りており、社員Oが住んでいます。 2　賃貸借契約の内容は賃貸借契約書のとおりです。
■O	1　物件１２建物３０２号室に１人で住んでいます。 2　ペットは飼っていません。 3　借上げ社宅で、賃料は会社が支払っていますが、給料天引きで一部負担（３万５０００円）しています。 4　建物の不具合ですが、台所と洋室との間の開き戸がどこかにあたっており、開きません。 5　駐車場は個人契約しています。
■P	1　物件１２建物３０３号室に１人で住んでいます。 2　ペットは飼っていません。 3　賃貸借契約の内容は賃貸借契約書のとおりです。 4　建物の不具合はありません。 5　家賃の滞納はしていません。
■Q	1　物件１２建物３０５号室に１人で住んでいます。 2　ペットは飼っていません。 3　賃貸借契約の内容は賃貸借契約書のとおりです。 4　建物の不具合ですが、浴室の水道の蛇口がゆるくなっています。 5　家賃の滞納はしていません。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

1　本件建物の外観及び本件土地の状況は、写真１ないし６のとおりである。

2　本件建物内の状況は、写真７ないし１６０のとおりである。

3　本件建物の占有状況については、「占有関係用〈２占〉」記載のとおりである。

なお、物件１２建物１０２号室の占有者は、本件現況調査中に退去しており、立入調査で空室であることを確認した。

4　関係人の陳述並びに現場の状況から、物件１２建物については各階の庇部分が朽ちており、相当程度の修繕が必要であると認められるので、この点留意されたい。

5　間取り

別紙建物間取図のとおり

6　接面道路

物件９土地北側が市道（堅川東線）に接している（土地建物位置関係図参照）。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調　査　の　経　過

調　査　の　日　時	調　査　の　場　所　等	調　査　の　方　法　等
8年 2月16日（月） 8：50－ 9：10	岡山地方法務局笠岡支局	公図閲覧、地積測量図、建物図面、登記事項要約書交付申請
8年 2月24日（火） 8：25－ 9：20	物件所在地	物件確認、占有調査、形状調査、写真撮影 物件１２共同住宅居住者１２名に対し照会書投函〆切 3/3（返信用切手代110円×12） Ｂより聴取
8年 2月24日（火） ：　－　：	当庁執行官室(郵便)	Ａに対し求陳述書郵送〆切 3/3（切手代110円）
8年 2月25日（水） 12：00－12：10	当庁執行官室(電話)	Ｎより聴取
8年 2月25日（水） 12：55－13：05	当庁執行官室(電話)	Ｌより聴取
8年 2月26日（木） 17：00－17：10	当庁執行官室(電話)	Ｍより聴取
8年 3月 2日（月） 15：40－15：50	当庁執行官室(電話)	物件１２建物１０２号室契約者より聴取
8年 3月 2日（月） 17：50－17：55 18：50－19：00	（当職携帯電話）	Ｍより聴取
8年 3月 3日（火） 10：05－10：15	当庁執行官室(電話)	Ｑより聴取
8年 3月 3日（火） 14：25－14：50	物件所在地	物件確認、占有調査、形状調査、写真撮影 物件１１共同住宅居住者４名に対し照会書投函〆切 3/10（返信用切手代110円×4）
8年 3月 4日（水） 13：10－13：20	当庁執行官室(電話)	Ｃより聴取

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 3月 4日（水） 16：30－16：40	当庁執行官室(電話)	Ｅより聴取
8年 3月19日（木） 15：20－15：30	(当職携帯電話)	管理会社(株)さくらコーポレーション担当者より聴取
8年 3月24日（火） 14：15－14：45	管理会社	管理会社(株)さくらコーポレーション担当者より聴取 契約書類一式受領
8年 3月27日（金） 16：45－16：55	(当職携帯電話)	Ｉより聴取
8年 4月 1日（水） 15：35－15：40	(当職携帯電話)	Ｂより聴取 立入調査期日通知
8年 4月 1日（水） 16：25－16：30	当庁執行官室(電話)	Ｄより聴取
8年 4月 1日（水） 16：40－16：45	(当職携帯電話)	Ｅより聴取
8年 4月 2日（木） 12：00－12：05	(当職携帯電話)	Ｅより聴取 立入調査期日通知
8年 4月 2日（木） 12：10－12：15	(当職携帯電話)	管理会社(株)さくらコーポレーション担当者より聴取 立入調査期日通知
8年 4月 6日（月） 10：25－10：30	(当職携帯電話)	Ｈより聴取 立入調査期日通知
8年 4月 6日（月） 10：30－10：35	(当職携帯電話)	Ｉより聴取 立入調査期日通知

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 4月 6日（月） 10：35－10：40 13：20－13：25	（当職携帯電話）	Ｌより聴取 立入調査期日通知
8年 4月 6日（月） 11：55－12：00	（当職携帯電話）	Ｎより聴取 立入調査期日通知
8年 4月 6日（月） 13：15－13：20	（当職携帯電話）	Ｑより聴取 立入調査期日通知
8年 4月 6日（月） 17：10－17：15	（当職携帯電話）	Ｍより聴取
8年 4月 7日（火） ：　－　：	当庁執行官室(郵便)	Ｆに対し立入調査期日通知（切手代110円）
8年 4月 7日（火） ：　－　：	当庁執行官室(郵便)	Ｃに対し立入調査期日通知（切手代110円）
8年 4月 8日（水） 12：15－12：20	（当職携帯電話）	Ｄより聴取
8年 4月10日（金） ：　－　：	当庁執行官室(郵便)	Ｇに対し立入調査期日通知（切手代110円）
8年 4月10日（金） ：　－　：	当庁執行官室(郵便)	Ｊ・Ｋに対し立入調査期日通知（切手代110円）
8年 4月10日（金） ：　－　：	当庁執行官室(郵便)	Ｐに対し立入調査期日通知（切手代110円）
8年 4月10日（金） ：　－　：	当庁執行官室(郵便)	Ｏに対し立入調査期日通知（切手代110円）

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調　査　の　経　過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
8年 4月14日（火） 16：15－16：25	当庁執行官室(電話)	Ｊより聴取 立入調査期日取消
8年 4月21日（火） 10：00－14：00	物件所在地	評価人同行、立入調査、占有調査、形状調査、写真撮影 Ｂ、Ｃ、Ｅ、Ｆ、Ｇ、Ｈ、Ｉ、Ｌ、Ｎ、Ｐ、Ｑより聴取
8年 4月30日（木） 15：20－15：25	(当職携帯電話)	(株)アンデルセンサービス担当者より聴取
8年 4月30日（木） 16：15－16：20	(当職携帯電話)	Ｊより聴取 立入調査期日通知
8年 4月30日（木） 16：25－16：30	(当職携帯電話)	Ｄより聴取 立入調査期日通知
8年 4月30日（木） 18：00－18：05	(当職携帯電話)	Ｍより聴取 立入調査期日通知
8年 5月 7日（木） 10：45－10：50	(当職携帯電話)	(株)アンデルセンサービス担当者より聴取
8年 5月 7日（木） 12：55－13：00 16：55－17：00	(当職携帯電話)	Ｏより聴取 立入調査期日通知 5/15 13:30
8年 5月 7日（木） 16：35－16：40	(当職携帯電話)	Ｊより聴取
8年 5月12日（火） 16：00－18：15	物件所在地	評価人同行、立入調査、占有調査、形状調査、写真撮影 Ｄ、Ｊ、Ｍより聴取
8年 5月15日（金） 13：20－13：50	物件所在地	立入調査、占有調査、形状調査、写真撮影 Ｏより聴取

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 6月 2日（火） 12：50－13：00	岡山地方法務局笠岡支局	商業登記履歴事項全部証明書交付申請
8年 6月19日（金） （14：30－15：50）	A自宅所在地	Aより聴取
年 月 日（ ） ： － ：		
年 月 日（ ） ： － ：		
年 月 日（ ） ： － ：		
年 月 日（ ） ： － ：		
年 月 日（ ） ： － ：		

（特記事項）

□ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

□

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図

S≒1/500

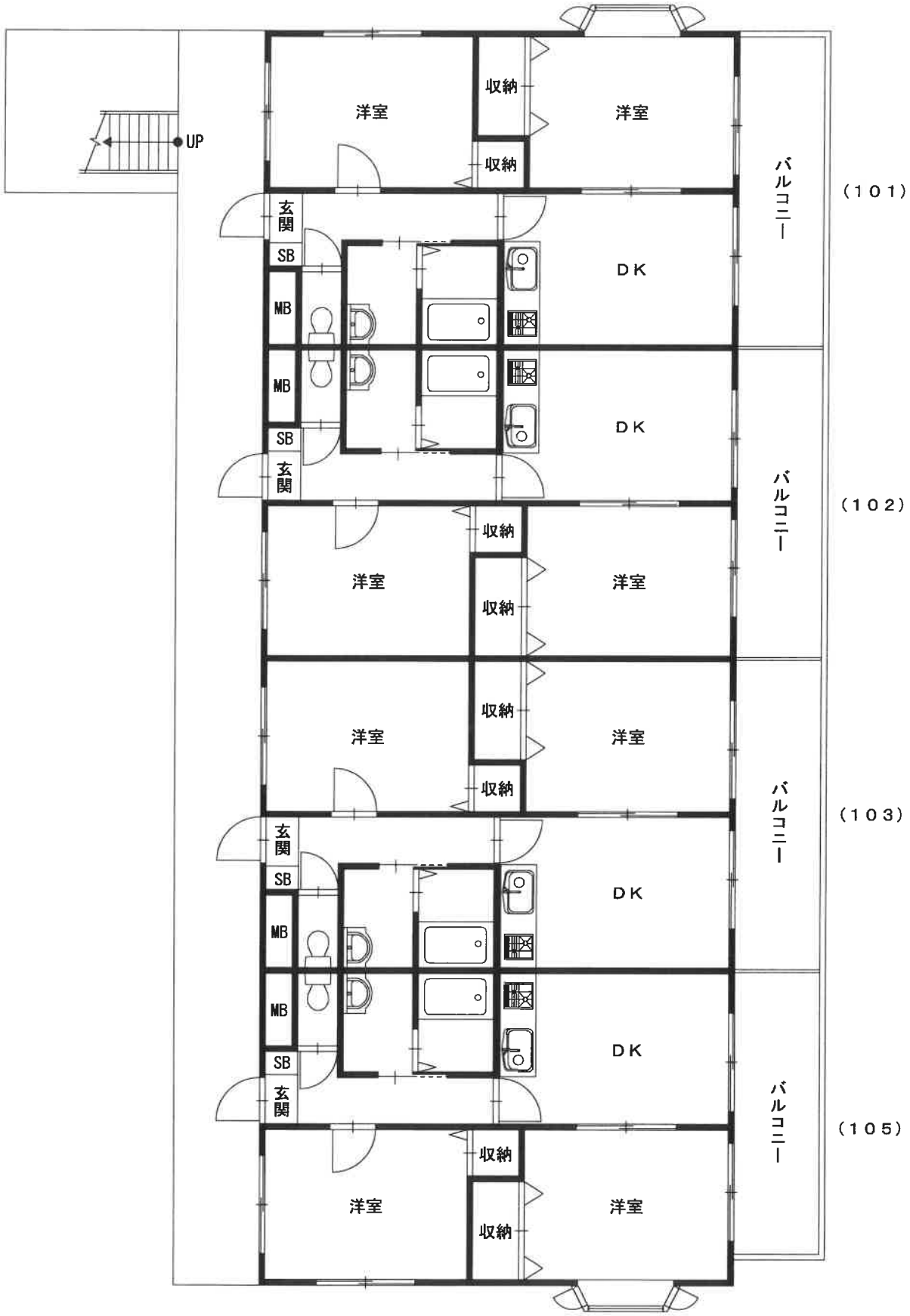


↑ 印は写真撮影位置
○ 方向写真番号

※ 本図に示す土地・建物等の範囲及び位置関係は概略であるので注意されたい。

建物間取図

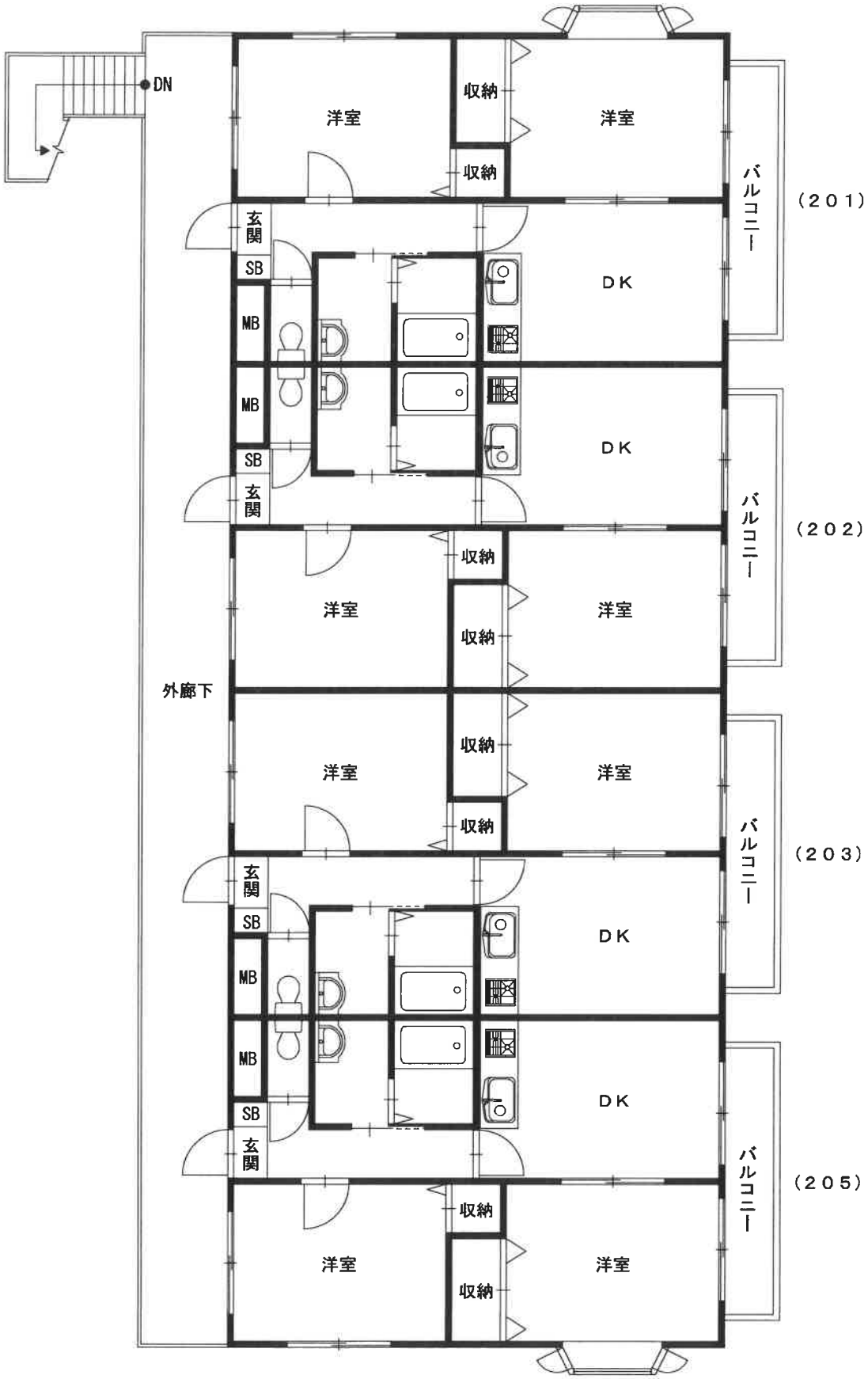
物件11建物



１階

建物間取図

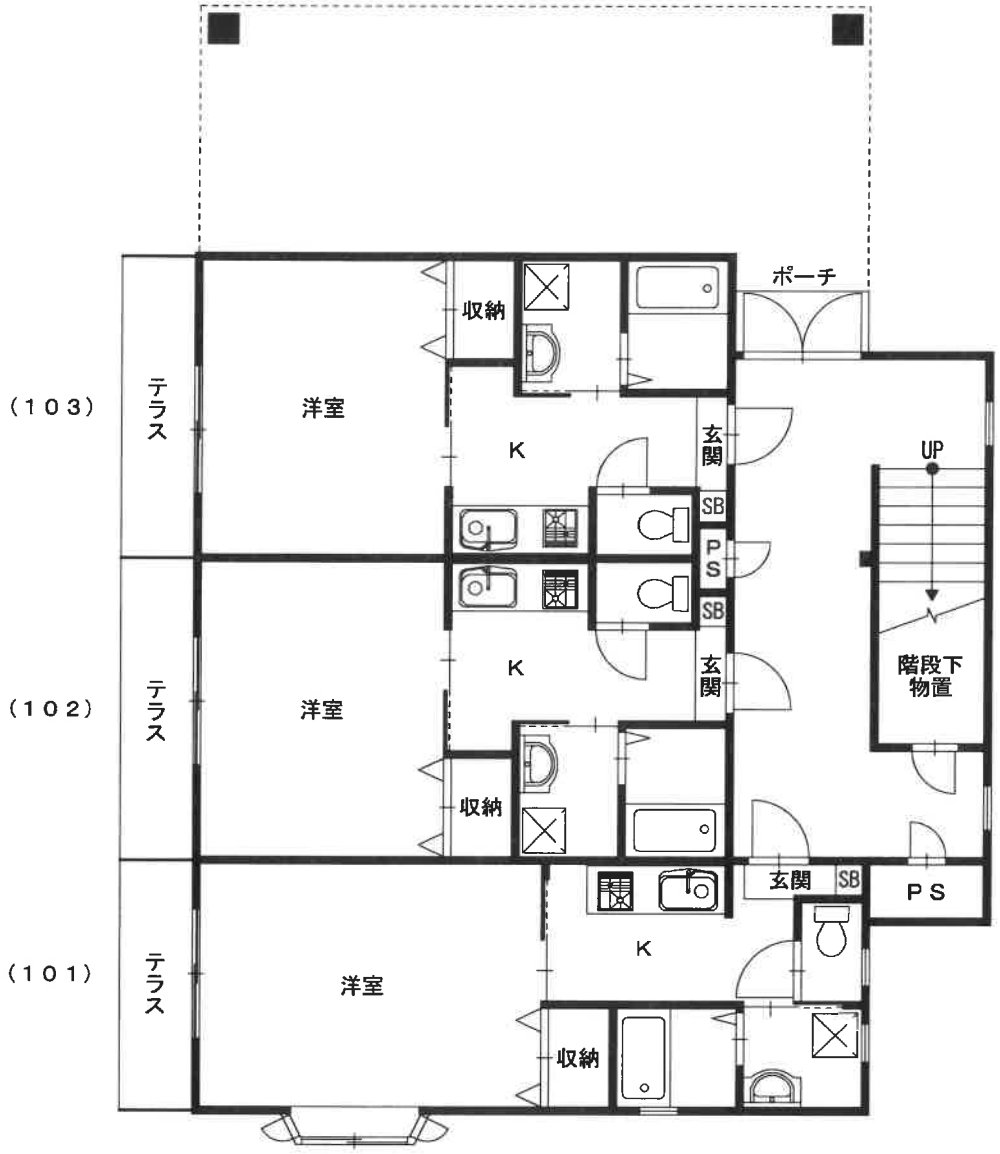
物件11建物



2階

建物間取図

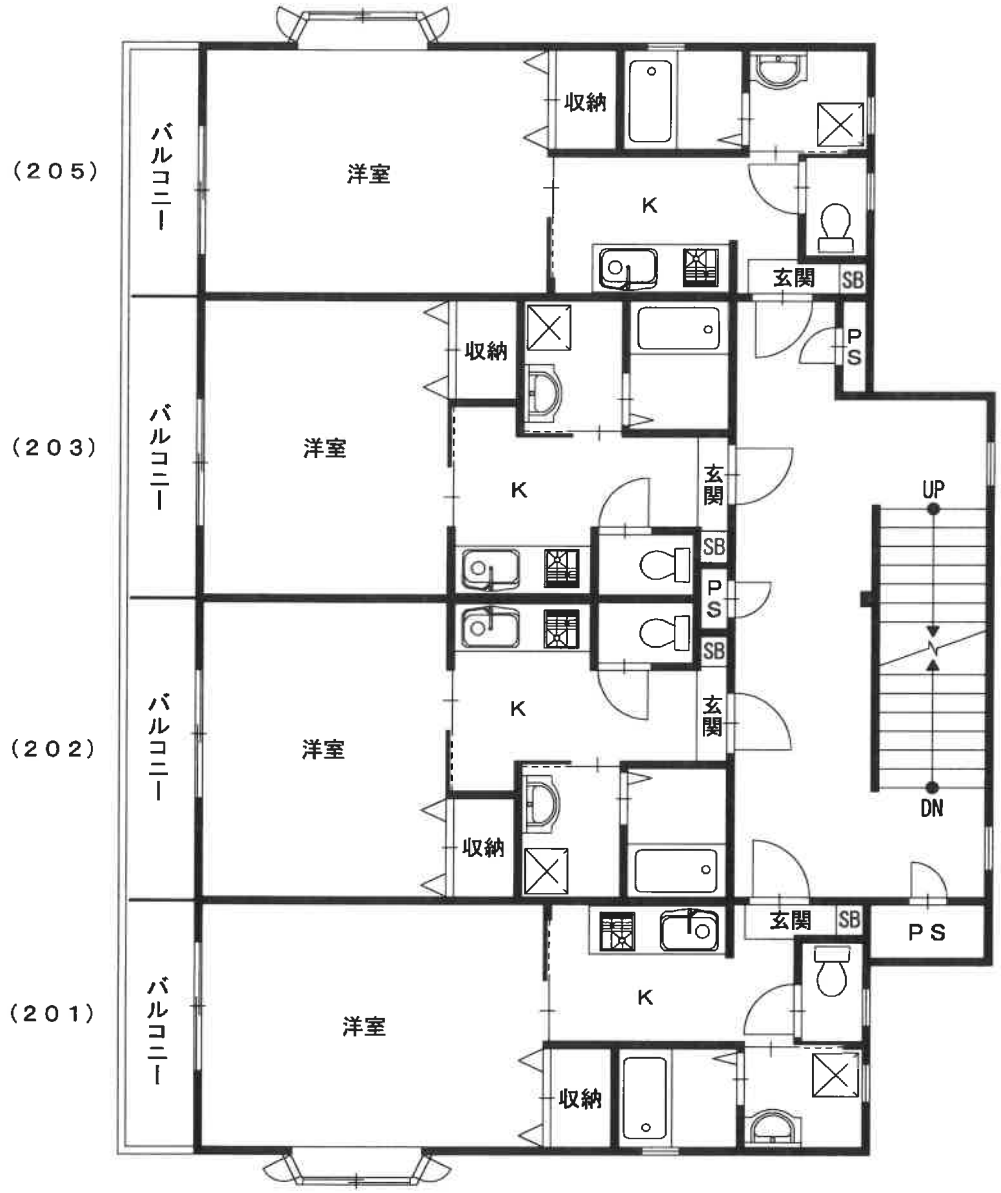
物件１２建物



１階

建物間取図

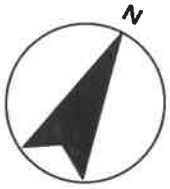
物件１２建物

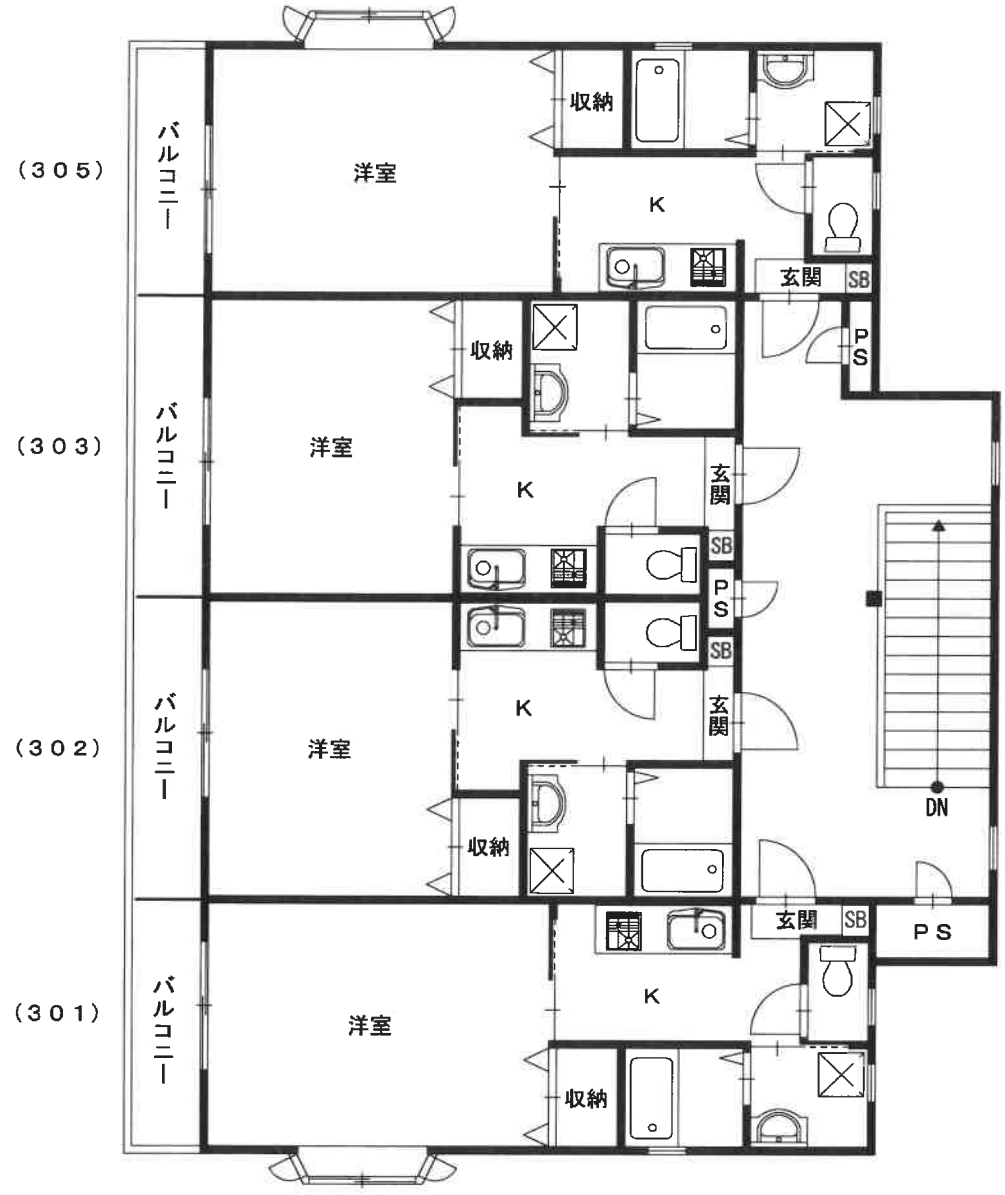


２階

建物間取図

物件１２建物





３階

写真１　　物件１１建物　外階段　下屋　物件９土地



写真２　下屋　外階段　物件１１建物　物件９土地　物件１２建物



写真３　物件１１建物　物件９土地　物件１２建物　電柱　LPG 庫



写真４　物件１２建物　電柱　物件９土地　物件１１建物　物件１０土地



写真５　物件９土地　LPG庫　市道



写真６　物件１２建物　物件９土地　LPG庫　電柱



写真７　物件１１建物・１０１号室・玄関



写真８　物件１１建物・１０１号室・トイレ



写真９　物件１１建物・１０１号室・洗面所



写真１０　物件１１建物・１０１号室・浴室



写真１１　物件１１建物・１０１号室・ＤＫ（キッチン部分）



写真１２　物件１１建物・１０１号室・ＤＫ



写真１３　物件１１建物・１０１号室・北側洋室



写真１４　物件１１建物・１０１号室・南側洋室



写真１５　物件１１建物・１０１号室・バルコニー



写真１６　物件１１建物・１０２号室・玄関



写真１７　物件１１建物・１０２号室・トイレ



写真１８　物件１１建物・１０２号室・洗面所



写真１９　物件１１建物・１０２号室・浴室



写真２０　物件１１建物・１０２号室・ＤＫ（キッチン部分）



写真２１　物件１１建物・１０２号室・ＤＫ



写真２２　物件１１建物・１０２号室・北側洋室



写真２３　物件１１建物・１０２号室・南側洋室



写真２４　物件１１建物・１０２号室・バルコニー



写真２５　物件１１建物・１０３号室・玄関



写真２６　物件１１建物・１０３号室・トイレ



写真２７　物件１１建物・１０３号室・洗面所



写真２８　物件１１建物・１０３号室・浴室



写真２９　物件１１建物・１０３号室・ＤＫ（キッチン部分）



写真３０　物件１１建物・１０３号室・ＤＫ



写真３１　物件１１建物・１０３号室・北側洋室



写真３２　物件１１建物・１０３号室・南側洋室



写真３３　物件１１建物・１０３号室・バルコニー



写真３４　物件１１建物・１０５号室・玄関



写真３５　物件１１建物・１０５号室・トイレ



写真３６　物件１１建物・１０５号室・洗面所



写真３７　物件１１建物・１０５号室・浴室



写真３８　物件１１建物・１０５号室・ＤＫ（キッチン部分）



写真３９　物件１１建物・１０５号室・ＤＫ



写真４０　物件１１建物・１０５号室・北側洋室



写真４１　物件１１建物・１０５号室・南側洋室



写真４２　物件１１建物・１０５号室・バルコニー



写真４３　物件１１建物・２０１号室・玄関



写真４４　物件１１建物・２０１号室・トイレ



写真４５　物件１１建物・２０１号室・洗面所



写真４６　物件１１建物・２０１号室・浴室



写真４７　物件１１建物・２０１号室・ＤＫ（キッチン部分）



写真４８　物件１１建物・２０１号室・ＤＫ



写真４９　物件１１建物・２０１号室・北側洋室



写真５０　物件１１建物・２０１号室・南側洋室



写真５１　物件１１建物・２０１号室・バルコニー



写真５２　物件１１建物・２０２号室・玄関



写真５３　物件１１建物・２０２号室・トイレ



写真５４　物件１１建物・２０２号室・洗面所



写真５５　物件１１建物・２０２号室・浴室



写真５６　物件１１建物・２０２号室・ＤＫ（キッチン部分）



写真５７　物件１１建物・２０２号室・ＤＫ



写真５８　物件１１建物・２０２号室・北側洋室



写真５９　物件１１建物・２０２号室・南側洋室



写真６０　物件１１建物・２０２号室・バルコニー



写真６１　物件１１建物・２０３号室・玄関



写真６２　物件１１建物・２０３号室・トイレ



写真６３　物件１１建物・２０３号室・洗面所



写真６４　物件１１建物・２０３号室・浴室



写真６５　物件１１建物・２０３号室・ＤＫ（キッチン部分）



写真６６　物件１１建物・２０３号室・ＤＫ



写真６７　物件１１建物・２０３号室・北側洋室



写真６８　物件１１建物・２０３号室・南側洋室



写真６９　物件１１建物・２０３号室・バルコニー



写真７０　物件１１建物・２０５号室・玄関



写真７１　物件１１建物・２０５号室・トイレ



写真７２　物件１１建物・２０５号室・洗面所



写真７３　物件１１建物・２０５号室・浴室



写真７４　物件１１建物・２０５号室・ＤＫ（キッチン部分）



写真７５　物件１１建物・２０５号室・ＤＫ



写真７６　物件１１建物・２０５号室・北側洋室



写真７７　物件１１建物・２０５号室・南側洋室



写真７８　物件１１建物・２０５号室・バルコニー



写真７９　物件１２建物・１階階段下物置



写真８０　物件１２建物・１０１号室・玄関



写真８１　物件１２建物・１０１号室・トイレ



写真８２　物件１２建物・１０１号室・洗面所



写真８３　物件１２建物・１０１号室・浴室



写真８４　物件１２建物・１０１号室・Ｋ



写真８５　物件１２建物・１０１号室・洋室



写真８６　物件１２建物・１０１号室・テラス



写真８７　物件１２建物・１０２号室・玄関



写真８８　物件１２建物・１０２号室・トイレ



写真８９　物件１２建物・１０２号室・洗面所



写真９０　物件１２建物・１０２号室・浴室



写真９１　物件１２建物・１０２号室・Ｋ



写真９２　物件１２建物・１０２号室・洋室



写真９３　物件１２建物・１０２号室・テラス



写真９４　物件１２建物・１０２号室・庇部分



写真９５　物件１２建物・１０３号室・玄関



写真９６　物件１２建物・１０３号室・トイレ



写真９７　物件１２建物・１０３号室・洗面所



写真９８　物件１２建物・１０３号室・浴室



写真９９　物件１２建物・１０３号室・K



写真１００　物件１２建物・１０３号室・洋室



写真１０１　物件１２建物・１０３号室・洋室（隙間部分）



写真１０２　物件１２建物・１０３号室・テラス



写真１０３　物件１２建物・１０３号室・庇部分



写真１０４　物件１２建物・２０１号室・玄関



写真１０５　物件１２建物・２０１号室・トイレ



写真１０６　物件１２建物・２０１号室・洗面所



写真１０７　物件１２建物・２０１号室・浴室



写真１０８　物件１２建物・２０１号室・K



写真１０９　物件１２建物・２０１号室・洋室



写真１１０　物件１２建物・２０１号室・バルコニー



写真１１１　物件１２建物・２０２号室・玄関



写真１１２　物件１２建物・２０２号室・トイレ



写真１１３　物件１２建物・２０２号室・洗面所



写真１１４　物件１２建物・２０２号室・浴室



写真１１５　物件１２建物・２０２号室・Ｋ



写真１１６　物件１２建物・２０２号室・洋室



写真１１７　物件１２建物・２０２号室・バルコニー



写真１１８　物件１２建物・２０３号室・玄関



写真１１９　物件１２建物・２０３号室・トイレ



写真１２０　物件１２建物・２０３号室・洗面所



写真１２１　物件１２建物・２０３号室・浴室



写真１２２　物件１２建物・２０３号室・K



写真１２３　物件１２建物・２０３号室・洋室



写真１２４　物件１２建物・２０３号室・バルコニー



写真１２５　物件１２建物・２０３号室・庇部分



写真１２６　物件１２建物・２０５号室・玄関



写真１２７　物件１２建物・２０５号室・トイレ



写真１２８　物件１２建物・２０５号室・洗面所



写真１２９　物件１２建物・２０５号室・浴室



写真１３０　物件１２建物・２０５号室・Ｋ



写真１３１　物件１２建物・２０５号室・洋室



写真１３２　物件１２建物・２０５号室・バルコニー



写真１３３　物件１２建物・３０１号室・玄関



写真１３４　物件１２建物・３０１号室・トイレ



写真１３５　物件１２建物・３０１号室・洗面所



写真１３６　物件１２建物・３０１号室・浴室



写真１３７　物件１２建物・３０１号室・Ｋ



写真１３８　物件１２建物・３０１号室・洋室



写真１３９　物件１２建物・３０１号室・バルコニー



写真１４０　物件１２建物・３０２号室・玄関



写真１４１　物件１２建物・３０２号室・トイレ



写真１４２　物件１２建物・３０２号室・洗面所



写真１４３　物件１２建物・３０２号室・浴室

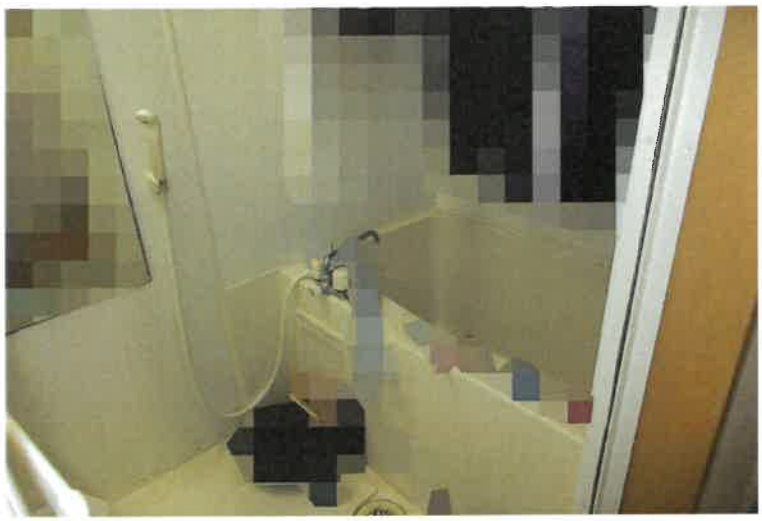


写真１４４　物件１２建物・３０２号室・K



写真１４５　物件１２建物・３０２号室・洋室



写真１４６　物件１２建物・３０２号室・バルコニー



写真１４７　物件１２建物・３０３号室・玄関



写真１４８　物件１２建物・３０３号室・トイレ



写真１４９　物件１２建物・３０３号室・洗面所



写真１５０　物件１２建物・３０３号室・浴室



写真１５１　物件１２建物・３０３号室・Ｋ



写真１５２　物件１２建物・３０３号室・洋室



写真１５３　物件１２建物・３０３号室・バルコニー



写真１５４　物件１２建物・３０５号室・玄関



写真１５５　物件１２建物・３０５号室・トイレ



写真１５６　物件１２建物・３０５号室・洗面所



写真１５７　物件１２建物・３０５号室・浴室



写真１５８　物件１２建物・３０５号室・Ｋ



写真１５９　物件１２建物・３０５号室・洋室



写真１６０　物件１２建物・３０５号室・バルコニー



評　第　26-2003-3　号
令和８年（ケ）　第　２号
令和８年４月21日現地調査
令和８年５月12日現地調査
令和８年８月10日評　　価

岡山地方裁判所第３民事部　御中

評　　価　　書

（物件9ないし12）

評価人　　石田　慎治

第１　評価額

項目	物件番号	種類	評価額
一括価格	一括 (物件9～12)	土地 建物	金 31,501,000 円
内訳価格	9	土地	金 5,733,000 円
	10	土地	金 662,000 円
	11	建物	金 12,285,000 円
	12	建物	金 12,821,000 円

① 一括価格とは、物件番号記載の各不動産について、一括売却(民事執行法６１条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
② 内訳価格とは、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
③ 上記土地の内訳価格は建物のための敷地利用権価格を控除した価格であり、建物の内訳価格は当該敷地利用権価格を建物自体の価格に加算した価格である。

第２　評価の条件

1　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、原則として買受希望者が事前に物件に立ち入ることができないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件状況の変更については原則として考慮していない。

3　現地での物件調査は原則として目視可能な部分に限定される。

4　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

物件番号	種類	所在等	登記上	現況
9	土地	所　在 地　番 地　目 地　積	浅口市鴨方町六条院東字山下 3451番1 宅地 980.38 ㎡	概ね同左
10	土地	所　在 地　番 地　目 地　積	浅口市鴨方町六条院東字山下 3446番2 雑種地 112 ㎡	概ね同左だが、現況宅地である
11	建物	所　在 家屋番号 種　類 構　造 床面積	浅口市鴨方町六条院東字山下 3451番地1 3451番1 共同住宅 鉄骨造瓦葺2階建 1階：　178.86 ㎡ 2階：　178.86 ㎡ 延：　357.72 ㎡	概ね同左
12	建物	所　在 家屋番号 種　類 構　造 床面積	浅口市鴨方町六条院東字山下 3451番地1 3451番1の2 共同住宅 鉄骨造スレートぶき3階建 1階：　109.10 ㎡ 2階：　140.48 ㎡ 3階：　140.48 ㎡ 延：　390.06 ㎡	概ね同左

物件番号	特記事項
—	—

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等（物件　一体　）　物件9・10

位　置・交　通	JR山陽本線　鴨方　駅の　北東　方直線約　1,200　m （別添「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	丘陵地に開発された古くからの住宅団地で戸建住宅が建ち並ぶ	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制　）	都市計画区分　：　非線引都市計画区域 用 途 地 域　：　無指定 建 ぺ い 率　：　60 % 容　積　率　：　200 % 防 火 規 制　：　－ その他の規制　：　－	
画　地　条　件 （規模・形状等）	規　　模　：　1,092.38 ㎡ 間　　口　：　約 33 m 奥　　行　：　約 30 m 形　　状　：　稍不整形 接面状況　：　中間画地 地　　勢　：　略平坦	
接　面　道　路	方　位：　北側 幅　員：　約 3.8 m 舗　装：　有 種　類：　市道 堅川東号線 高低差：　略等高 摘　要：　42条2項道路	
土地 の 利用状況 及び隣地の状況等	現況は、物件9土地に物件11・12建物が立地している。物件10土地は、駐車場として利用されている。 隣地の状況は、共同住宅、一般住宅等である。	
供給 処理 施設	上 水 道　：　有 ガス配管　：　無 下 水 道　：　有	※供給処理施設における「有」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下施設管という)が通っており、通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「無」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役所での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用出来るかどうか不明な場合をいう。
特　記　事　項	「現況調査報告書」の通りである。里見川は2級河川で河川保全区域は官民境界から20mの範囲である。	

2　建物の概況及び利用状況等（ 物件11 ）

区　　分	主である建物
建築時期 及び 経済的残存耐用年数	建築年月日　：平成17年2月頃　新築（　登記上　） 経過年数　：約 21 年 経済的残存耐用年数　：約 19 年 増改築時期　：－
仕　　様	外壁　：サイディング （洋室） 天井　：クロス 壁　：クロス 床　：フローリング その他：－
建物の品等	中品等
床面積　（現況）	前記「第３目的物件」欄記載のとおり
現況用途等	現況用途　：　前記「第３目的物件」欄記載のとおり 間取　：　現況調査報告書添付の「建物間取図」のとおり
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	「現況調査報告書」記載のとおりである。
特記事項	「現況調査報告書」の通りである。経済的耐用年数の略半分経過した建物で経年劣化等はある。 8室のうち3室が空室である。

建物の概況及び利用状況等 （ 物件12 ）

区　　分	主である建物
建築時期 及び 経済的残存耐用年数	建築年月日　：平成18年12月頃　新築（　登記上　） 経過年数　：約 20 年 経済的残存耐用年数　：約 20 年 増改築時期　：ー
仕　　様	外壁　：サイディング （和室）　（洋室） 天井　：石膏ボード　石膏ボード 壁　：クロス　クロス 床　：タタミ　クロス その他：ー　ー
建物の品等	中品等
床面積 （現況）	前記「第３目的物件」欄記載のとおり
現況用途等	現況用途　：　前記「第３目的物件」欄記載のとおり 間取　：　現況調査報告書添付の「建物間取図」のとおり
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	「現況調査報告書」記載のとおりである。
特記事項	「現況調査報告書」の通りである。経済的耐用年数の略半分経過した建物である。経年劣化のほか軒の破損等各部にやや不具合が見られる箇所がある。 11室のうち1室が空室である。

第５　評価額算出の過程

Ⅰ　積算価格の試算

1　基礎となる価格

①　土地

対象物件が所在する地域の標準画地価格を求め、これに評価対象地の個別格差修正及び必要に応じて建付減価補正を行い土地価格を判定した。

ⅰ　標準画地価格の査定

(標準画地の概要)　　(　A 地域)
種　　別　：　住宅地域
街路　幅員　：　約 3.8m
地　　積　：　約 200 ㎡
間口・奥行　：　約12m×約17m
形　　状　：　長方形
高　低　差　：　等高
接面　状況　：　中間画地
そ　の　他　：　－

地域符号	公示価格等 (円/㎡) ア	時点修正 イ	標準化補正 ウ	地域格差 エ	規準価格等 (円/㎡) オ	標準画地価格 (円/㎡) カ
A	15,400	100/100	100/100	100/80	19,300	19,300
	公示地 浅口-5	公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。	公示地等の画地条件を標準的なものに補正した。	街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等の格差を考慮のうえ査定した。	オ：ア×イ×ウ×エ	規準価格等を参考に周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

ⅱ　建付地等の価格

物件番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	持分割合 ウ	地積 (㎡) エ	建付減価補正率 オ	建付地等価格 (円) カ
一体	19,300	0.86	1.00	1,092.38	0.90	16,318,000
	A 地域	規模　0.90 形状　0.95 相乗積　0.86	－	公簿数量	地域との適合性・敷地との適応性等を考慮のうえ査定した。	カ：ア×イ×ウ×エ×オ

② 建物

当該建物の再調達原価を求め、これに耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	持分割合 イ	現況延床面積 (㎡) ウ	現価率 エ	建物価格 (円) オ
11	160,000	1.00	357.72	0.2422	13,862,000
	現在の建物建築費の推移動向、消費税の課税等も考慮したうえ、標準的な建築費に比準して求めた。	－	－	耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して査定した。	オ：ア×イ×ウ×エ
12	160,000	1.00	390.06	0.2291	14,298,000
	現在の建物建築費の推移動向、消費税の課税等も考慮したうえ、標準的な建築費に比準して求めた。	－	－	耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して査定した。	オ：ア×イ×ウ×エ

2 積算価格の判定

前記により求めた価格に、必要に応じて、土地については敷地利用権等を考慮した底地等割合を乗じ、建物については敷地利用権価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり積算価格を求めた。

① 底地価格

物件番号	建付地価格 (円) ア	底地等割合				底地価格 (円) エ：ア×イ×ウ
		細符号	制約権利等	イ 面積割合	ウ 底地等割合	
一体	16,318,000	一体-10	無し	0.103	1.00	1,680,800
		一体-11	法定地上権	0.429	0.50	3,500,200
		一体-12	法定地上権	0.468	0.50	3,818,400
		計	－	1.000	－	8,999,400

※ イの面積割合については建物の利用状況に応じて延面積等により案分して査定した。

② 底地内訳価格

物件番号	一体画地の底地価格 (円) ア	各物件の面積割合 イ	各物件の内訳価格 (円) ウ：ア×イ
9	8,999,400	89.7%	8,072,500
10		10.3%	926,900

③ 敷地利用権価格

物件番号		建付地価格 (円) ア	敷地利用権等割合				敷地利用権価格 (円) エ：ア×イ×ウ
建物	土地		細符号	敷地利用権等	イ 面積割合	ウ 権利等割合	
11	一体	16,318,000	11	法定地上権	0.429	0.50	3,500,200
			計	－	0.429	－	3,500,200
12	一体	16,318,000	12	法定地上権	0.468	0.50	3,818,400
			計	－	0.468	－	3,818,400

④ 敷地利用権付建物価格

物件番号	建物自体の価格 (円) ア	敷地利用権価格 (円) イ	敷地利用権付建物価格 (円) ウ：ア＋イ
11	13,862,000	3,500,200	17,362,200
12	14,298,000	3,818,400	18,116,400

⑤ 積算価格の査定(占有を考慮した積算価格)

物件番号	種類	積算価格 (円) ア	占有減価修正 イ	占有を考慮した積算価格 (円) ウ	構成割合
9	土地	8,072,500	-	8,072,500	18.2%
10	土地	926,900	-	926,900	2.1%
11	建物	17,362,200	1.00	17,362,200	39.0%
12	建物	18,116,400	1.00	18,116,400	40.7%
一括	土地 建物	44,478,000	1.00	44,478,000	100%
		上記①②③④参照。尚、一括価格は土地価格と建物自体の価格を加算したものである。	必要なし	ウ:ア×イ	一括価格に対する各物件の内訳価格の構成割合

Ⅱ 収益価格の試算

収益価格は、総収益を還元利回り(粗利回り)で還元して以下のとおり求めた。

物件番号	総収益 (円) ア	家賃等補正 イ	粗利回り ウ	その他補正 エ	収益価格 (円) オ
11	2,940,000	1.00	15%	1.00	19,600,000
12	4,968,000	1.00	15%	1.00	33,120,000
計	7,908,000	-	-	-	52,720,000
	現況調査報告書に記載の調査時点における賃貸状況に基づく実際支払賃料	必要なし	建物利用用途等を考慮のうえ査定した。	必要なし	オ:ア×イ÷ウ×エ

Ⅲ 評価額の判定

上記で求めた積算価格・収益価格を比較考量して調整後の価格を求め、次に積算価格の構成比により調整後の各物件の評価額を算出し、更に競売市場を前提とした評価額を以下のとおり求めた。

1 試算価格の調整

物件番号	積算価格 (円) ア	収益価格 (円) イ	調整後の価格 (円) ウ
一括	44,478,000	52,720,000	45,000,000
	上記Ⅰ.2.⑤参照	上記Ⅱ参照	規範性の高い積算価格を重視し、収益価格を参考として決定した。

2 調整後の各物件の評価額

物件番号	種類	調整後の価格 (円) ア	積算価格の構成割合 イ	調整後の各物件の評価額 (円) ウ
9	土地	45,000,000	18.2%	8,190,000
10	土地		2.1%	945,000
11	建物		39.0%	17,550,000
12	建物		40.7%	18,315,000
一括	土地 建物		100%	45,000,000
	上記1参照		上記Ⅰ.2.⑤参照	ウ：ア×イ

3　競売市場を前提とした評価額

物件番号	底地価格及び土地利用権等付建物価格 (円) ア	市場性修正率 イ	競売市場修正率 ウ	その他減価 (円) エ	評価額 (円) オ
9	8,190,000	1.00	0.70	1.00	5,733,000
10	945,000	1.00	0.70	1.00	662,000
11	17,550,000	1.00	0.70	1.00	12,285,000
12	18,315,000	1.00	0.70	1.00	12,821,000
一括 (物件9～12)	45,000,000	－	－	－	31,501,000
	上記2参照。	必要なし	不動産競売市場の特殊性等を考慮のうえ査定した。	必要なし	オ：ア×イ×ウ×エ

第６　参考価格資料

1　地価公示価格等

地域符号　：　A
番　　号　：　浅口-5
所　　在　：　浅口市金光町地頭下801番
価　　格　：　15,400 円/㎡
位　　置　：　金光駅2km（道路距離）
価格時点　：　令和8年1月1日
地　　積　：　353 ㎡
供給処理施設　：　水道、下水
接面街路　：　南3.2m 市道
都市計画区分　：　非線引都市計画区域
用途指定等　：　－（60，200）
地域の概要　：　農家住宅と一般住宅等が混在する既成住宅地域

2　固定資産税評価額　（令和　7　年度）

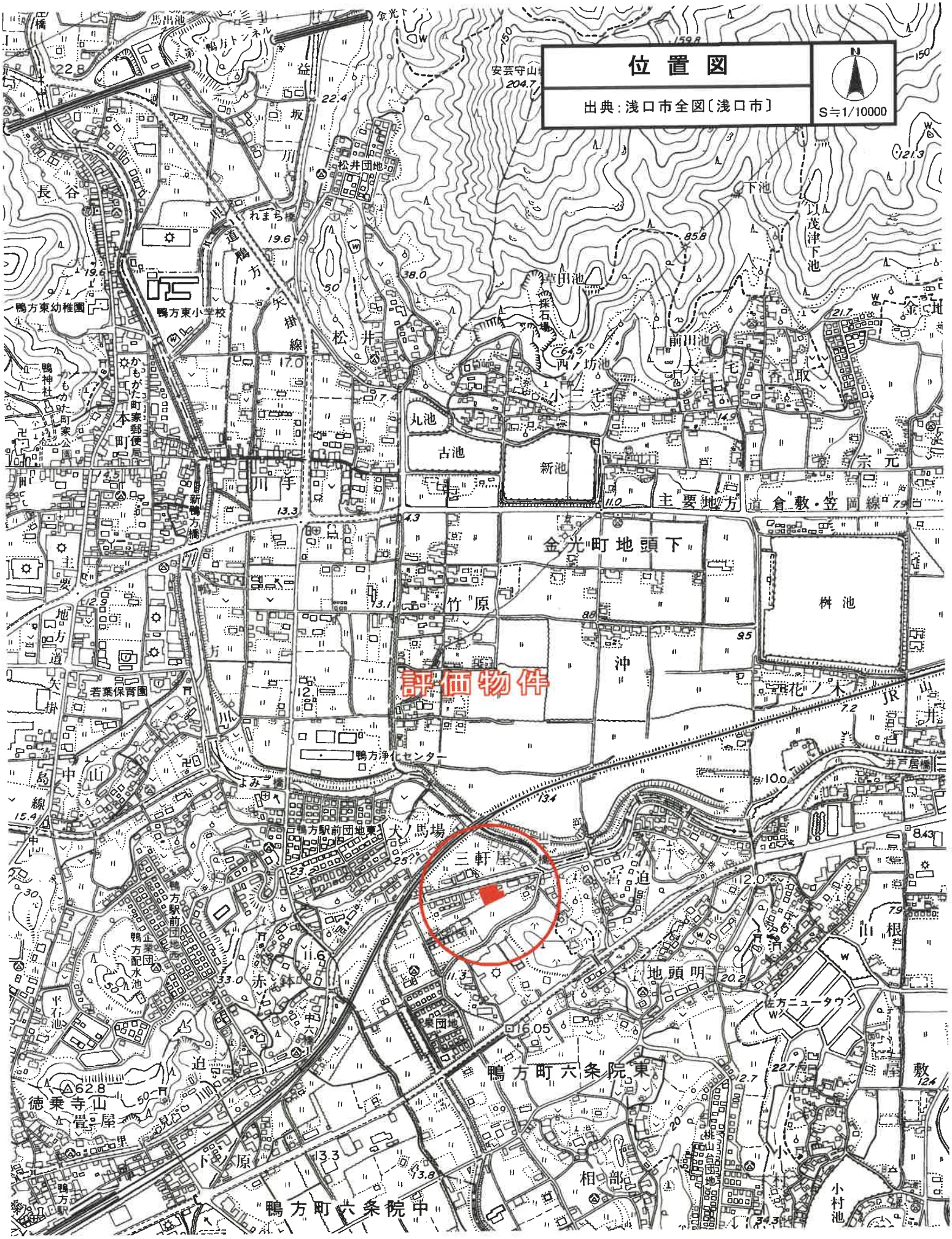
物件番号	種類	固定資産評価額	摘要
9	土地	12,078,281 円	
10	土地	1,379,840 円	
11	建物	21,258,972 円	
12	建物	24,912,628 円	

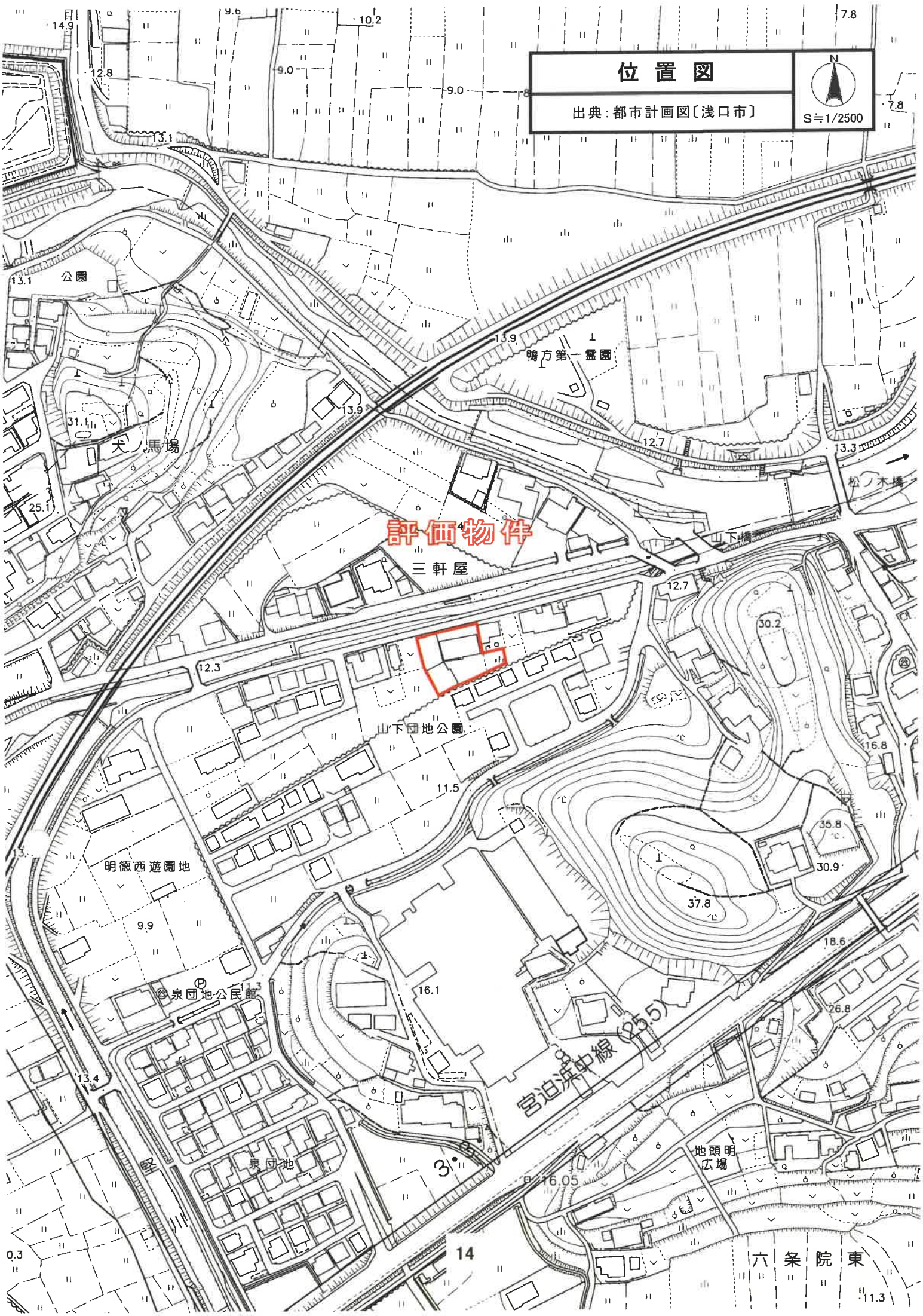
※ 参考価格資料のうち地価公示価格等は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、固定資産評価額とは、その性質を異にしている。

第７　附属資料の表示

1　位置図
2　公図写
3　建物図面
4　土地建物位置関係図

以　上


位置図
出典：浅口市全図〔浅口市〕
S≒1/10000
N
評価物件
金光町地頭下
主要地方道倉敷・笠岡線
鴨方町六条院中
鴨方町六条院東
鴨方駅
鴨方東小学校
鴨方東幼稚園
鴨方浄化センター
若葉保育園
本町
新鴨方橋
松井団地
三軒屋
犬ノ馬場
地頭明
徳乗寺山
畳屋
赤鉢
相部
小村池
桝池
前田池
草田池
西ノ坊池
古池
丸池
新池
下池
以茂津下池
JR山陽本線
井戸屋橋
花ノ木
山根
佐方ニュータウン
鴨方町企業団配水池
鴨方駅前団地西
鴨方駅前団地東
採石場
安芸守山
204.7
159.8
85.8


位置図
出典：都市計画図〔浅口市〕
N
S≒1/2500
評価物件
三軒屋
公園
犬の馬場
鴨方第一霊園
松ノ木橋
山下橋
山下団地公園
明徳西遊園地
谷泉団地公民館
泉団地
宮迫浜中線（255）
地頭明広場
六条院東
12.8
9.0
10.2
7.8
13.1
13.9
12.7
13.3
31.1
25.1
12.3
11.5
30.2
16.8
35.8
30.9
37.8
18.6
26.8
16.1
9.9
13.4
16.05
14
11.3
0.3


公図写
N
S≒1/500
道
3476-3
水
道
3446
3446-3
3446-1
3452-2
物件9土地
3451-1
物件10土地
3446-2
3452-3
3452
-4
54-1
3441-4
3441-5
3
3441-6
3441-1
3453
3441-7
3441-1
3441-12
3441-17
3441-14
3441-16
3439
3441-13

平成17年2月23日登記

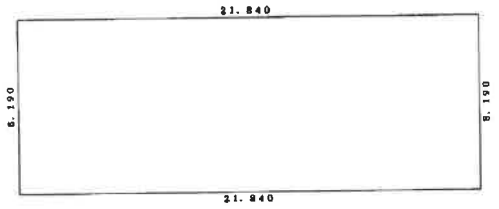
建物図面
~~各階平面図~~

0135789 各階平面図

家屋番号	3451番1
建物の所在	~~浅口郡鴨方町大字~~六条院東字山下3451番地1 浅口市鴨方町



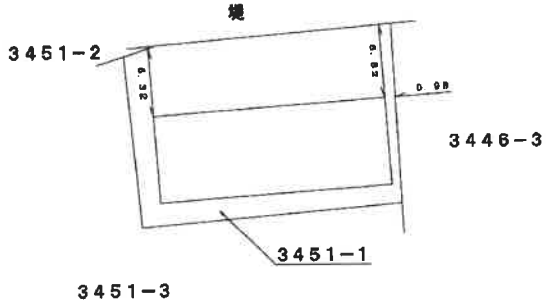
1階2階（各階同型）



求積表

21.840 × 8.190 = 178.8696

床面積 178.86 ㎡



物件11建物

A3をA4に縮小

登記年月日：平成18年12月20日

0135790

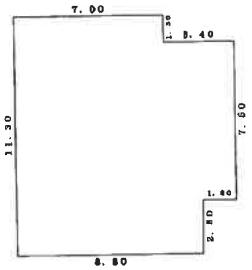
各階平面図

平成18年12月20日 登記

建物図面
~~各階平面図~~

家屋番号	3451番1の2
建物の所在	浅口市鴨方町六条院東字山下3451番地1

1階

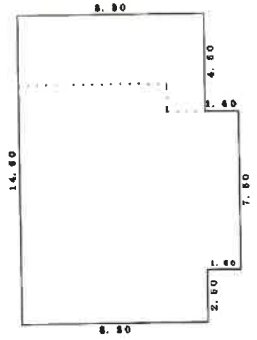


求積表

7.00	×	1.30	=	9.1000
10.40	×	7.50	=	78.0000
8.80	×	2.50	=	22.0000
		計		109.1000

床面積 109.10 ㎡

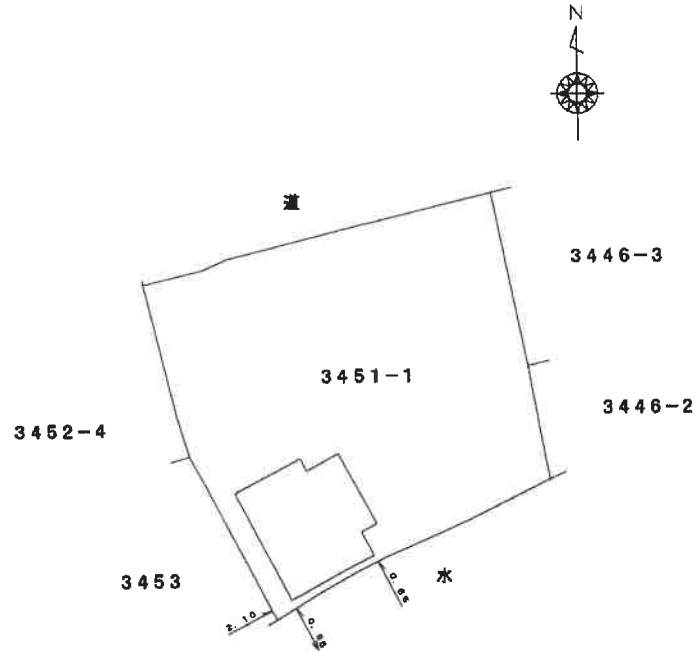
2階3階（各階同型）



求積表

8.80	×	14.60	=	128.4800
1.60	×	7.50	=	12.0000
		計		140.4800

床面積 140.48 ㎡



物件12建物

A3をA4に縮小

土地建物位置関係図

S≒1/500



※　本図に示す土地・建物等の範囲及び位置関係は概略であるので注意されたい。